

第 1 5 号議案

東大和市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

付則第23条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の付則第23条の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。